

平成23年度 大阪府土壌・地下水汚染等対策検討委員会 議事概要

1. 日時 平成23年12月1日(木) 午後3時～午後5時

2. 場所 大阪府咲洲庁舎23階 中会議室

3. 議題 (1) 自然由来による土壌汚染の判定について
(2) その他

4. 議事

(1) 自然由来による土壌汚染の判定について

(事務局)

土壌汚染対策法施行規則の改正について、参考資料1-3「土壌汚染対策法施行規則の改正について」に基づき説明

法施行通知に示された自然由来の土壌汚染の判定方法について、参考資料1-1「自然由来による土壌汚染の判定方法(土壌汚染対策法)」、参考資料1-2「改正土壌汚染対策法施行通知(平成23年7月8日改正)別紙」に基づき説明

大阪府が検討した自然由来による土壌汚染の判定方法の案について、資料1-1「自然由来の土壌汚染の判定について(案)」に基づき説明

資料1-1の考え方により判定を試みた事例について、資料1-2「自然由来による土壌汚染の判定の例」に基づき説明

自然由来の土壌汚染のバックグラウンドデータについて、参考資料2「土壌中に含まれる重金属のバックグラウンドデータに関する文献」に基づき説明

(藤田委員長)

「バックグラウンドデータがない中で判定方法を考えていかなければならないこと」、「市街地における盛土の取り扱いについて」が大きな論点となる。

(阿部委員)

バックグラウンドデータがなければ対応することができないのではないかと。

(事務局)

バックグラウンドデータを収集するため、土壌試料の採取を多方面にお願いしたが、採取の了解を得ることができなかった。また、バックグラウンドデータが掲載されている文献をあまり見つけることができなかった。

バックグラウンドデータは行政が把握していることが望ましいが、調査報告者にバックグラウンドデータを求めることもできるのではないかと考えている。

(益田委員)

砒素のデータ(大阪層群における表層から400mまでの堆積物中の全含有量)は持っている。このデータは提供することができると思う。バックグラウンドデータとしては使えると思う。

鉛についてのデータは持っていない。

(阿部委員)

先ほどの事務局の説明では、調査報告者にバックグラウンドデータを求めるということであったが、

データには客観性が求められるため、問題があるのではないか。

(藤田委員長)

この判定方法には、前回の委員会開催時の案から修正が加えられており、さらに、具体的な事例で判定が試みられている。自然由来の汚染の判定の方法としては、この方法により判定することができると思う。

2つの事例は自然由来の土壌汚染とみなしていないが、これは、盛土が存在し、盛土中の汚染が人為的なものであると考えたためである。大阪府域には市街地や農地も含めて、自然の地盤がほとんどないため、盛土の取り扱いについても別途考えなければならない。

平成22年度の法改正の一番大きな趣旨は、土壌汚染による健康被害のおそれを考慮し、必要に応じた対策を行うということであると思うが、自然由来の土壌汚染に対してはどのように対応していくべきかが、法の中では見えにくい。

土地所有者に必要以上に負担が掛からないようにしていかなければならない。

(阿部委員)

客土による土壌汚染は人為的なものであるとみなさざるを得ないのではないか。

(事務局)

人為的な汚染と自然由来の汚染では、土地の形質変更の施行方法に大きな差があり、どちらに指定されるかにより、土地所有者の負担が大きく変わってくる。土地の形質の変更を行う際に健康被害のおそれがない場合に、盛土由来の土壌汚染であるからという理由だけで、土地所有者に大きな負担を負わせることがよいのかという点を検討している。

(藤田委員長)

土壌汚染についてはリスクを重視するべきであると考えます。アメリカのEPAはリスクを重視する。リスクがなければ対策は必要ないという考え方である。日本はハザードを重視する傾向がある。

(平田委員)

日本ではリスクについてのモデルを作っているところであるが、日本ではなかなか受入れられない。有害物質の種類が多く、データの整理が困難であるという課題もある。

リスク論を取り入れるのであれば、土壌汚染対策法だけではなく、環境基本法から改正しなければならないので、非常に難しい。本来は、自然由来は法の対象にしないほうがよい。

現在の法制度では、形質変更範囲が帯水層に及ぶかどうかで、施行方法の制限を緩和することができるかどうかを判断するしかないと思う。

(事務局)

土壌汚染はリスクがなくても嫌がられることが多い。自然由来の土壌汚染であればそれほどイメージが悪くなく、リスクがないということも認識されやすいのではないか。自然由来の土壌汚染の例が増えることで、府民のリスク認識を深めるきっかけになればよいと考えている。

なお、法には盛土についてまったく言及されていない。

(平田委員)

盛土の取り扱いについては、現在環境省が検討しているところである。

(藤田委員長)

盛土と自然地盤を区別して考えるべきではないかと思う。

(平田委員)

制度を悪用する業者もいるので、注意が必要である。また、工事の際に影響がないように注意すべきである。

(藤田委員長)

土地所有者に必要以上に負担を掛けさせないようにすることと、健康被害が生じないようにすることのバランスが重要であると考えます。

(事務局)

建物を建築する際に、もともとその場所に存在した自然由来の汚染土壌を、建築後に同じ場所に埋め戻す行為は盛土に当たるが、この場合の土壌汚染は自然由来であると考えてもよいのではないかと。

(藤田委員長)

事務局としてはこの議題について、どのようにまとめたいと考えているのか。

(事務局)

自然由来の土壌汚染の判定方法については今回示した通りとし、盛土による土壌汚染については、たとえ客土であったとしても、搬出元において自然由来の汚染であると考えられるものについては、自然由来の汚染として取り扱ってもよいのではないかと考えている。盛土の由来により、ケースごとに判断してもよいのではないかと考えている。

(藤田委員長)

自然由来の土壌汚染の判定方法は案のとおりでよいと思われる。この判定方法を運用しながら、バックグラウンドデータを集めていけばよい。

盛土による土壌汚染の取り扱いについては、事務局に任せるが、盛土の汚染は自然由来又はそれに準ずるものではあり、その土地の形質の変更の際には注意が必要であるというのが委員会の結論ではないかと思う。ケースによっては専門家に意見を聞けばよいのではないかと。

これから運用していく上で重要な点は、リスクを見逃さないこと、工事による大きなかく乱（環境影響）を生じさせないようにすること、悪質なケースを見逃さないことである。

(益田委員)

将来は、物質の移動の程度を段階抽出法等により調べ、土地の改変による物質の移動のリスクを考える上での判断基準として取り入れることもできるのではないかと。

(平田委員)

自然由来の土壌汚染の判定にはバックグラウンドデータが重要で、これには地域の特性がある。地域ごとに専門家に相場感、バックグラウンド値はこの位であるという共通認識を示してもらうのが一番よいと思う。

国より先に大阪府独自の判定方法を確立させればよいと思う。

(事務局)

リスクについて、盛土の取り扱いについて整理した上で、改めて委員の先生方に判定方法を御報告させていただく。大阪独自の判定方法を確立することができるように努める。

(2) その他

特になし。

以上